

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は45頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

調剤報酬明細書の記載事項について質問があります。

外用薬を調剤した場合、処方欄には必ず使用部位を記載しなければならないのでしょうか。処方せんに使用部位が記載されている場合は良いのですが、ケースによっては記載されていない場合もあることから、どのように解釈すべきか悩んでいます。(匿名希望)

A1

外用薬の場合、基本的には使用部位まで記載することが求められると思いますが、処方せんに使用部位が明記されていないという理由は別として、必ずしも使用部位を記載していないという理由だけで記載不備と判断することはできない場合があると考えます。

関係通知において、処方せんの「処方」欄については、①投薬すべき医薬品名、②分量、③用法、④用量を記載(表1)、調剤報酬明細書(調剤レセプト)の「処方」欄については、①調剤した医薬品名、②用量、③剤型、④用法を記載することとされています(表2)。このうち、外用薬の用法については、処方せんおよび調剤レセプトともに、使用部位を記載することについて明確にされているわけではありませんが、処方内容をより明らかにするという意味でも、調剤レセプトでは使用部位まで記載することが求められることが多いようです。

表1 処方せんの記載上の注意事項

7. 「処方」欄について

投薬すべき医薬品名、分量、用法及び用量を記載し、余白がある場合には、斜線等により余白である旨を表示すること。

(1) 医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称を記載することとするが、一般名による記載でも差し支えないこと。

なお、当該医薬品が、薬価基準上、2以上の規格単位がある場合には、当該規格単位をも記載すること。

また、保険医療機関と保険薬局との間で約束されたいわゆる約束処方による医薬品名の省略、記号等による記載は認められないものであること。

(2) 分量は、内服薬については1日分量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については投与総量、屯服薬については1回分量を記載すること。

(3) 用法及び用量は、1回当たりの服用(使用)量、1日当たり服用(使用)回数及び服用(使用)時点(毎食後、毎食前、就寝前、疼痛時、○○時間毎等)、投与日数(回数)並びに服用(使用)に際しての留意事項等を記載すること。

(4) <略>

(1976年8月7日保険発第82号、厚生省保険局医療課長通知より)

表2 調剤報酬明細書の記載要領

(23) 「処方」欄について

ア 所定単位(内服薬(浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く。以下同じ。)及び一包化薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあっては1調剤分)ごとに調剤した医薬品名、用量(処方せんにあっては1日用量による記載でないものにあっては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

<以下、略>

(1976年8月7日保険発第82号、厚生省保険局医療課長通知より)

しかし、処方内容によっては、具体的な記載がなくても使用部位が明らかに特定できるケースや、それとは逆に使用部位が広範囲にわたるため、具体的に記載することが困難なケースもあることから、調剤レセプトの場合、使用部位が記載されていないという理由だけで、必ずしも記載不備であるとは判断できない場合があると考えられます。「処方せんに使用部位が記載されていないから」という理由だけでは認められないと思いますが、レセプトへの記載方法を工夫するなど、ケースに応じた適切な判断が求められます。

なお、処方せんに使用部位についての事項が記載されていなかった場合には、処方医への疑義照会だけでなく、過去の薬歴や患者との会話のやり取りの中から把握することができるケースも十分あると考えられます。処方せんに使用部位が記載されていないからといって、必ずしも保険請求上の支障を来すというものではありませんので、誤解しないよう注意してください。

Q
&
A

Q2 調剤料の加算について質問があります。
同一薬局で内服薬を分割調剤した場合、

2回目以降の調剤料は前回分までの点数を差し引きますが、自家製剤加算や計量混合調剤加算については、どのように解釈すべきでしょうか。初回の分割調剤時しか算定できないのでしょうか、それとも、その都度算定することができるのでしょうか。
(匿名希望)

A2 同一の保険薬局において内服薬を分割調剤した場合、2回目以降の調剤料は、前回までに調剤した日数分の点数を考慮して差し引かなければなりません。しかし、自家製剤加算や計量混合調剤加算などはその都度手間が生じるものであることから、分割調剤の何回目であるかに関係なく、その都度算定することができます。

ただし、後発医薬品調剤加算については、自家製剤加算や計量混合調剤加算と同じく調剤技術料の加算として区分されていますが、その位置付けや目的が異なることから、分割調剤時の初回のみ算定できるものとして解釈すべきでしょう。

